

## 令和6年4月介護報酬改定に伴い加算の取扱いが変わるもの

今回新たに追加された「届出が必要な加算」については、届出書を必ず提出してください。

※なお、既存の「届出が必要な加算」のうち、加算の分類自体に変更はないが算定要件の変更により取れなくなる加算などについても、届出書を提出してください。

	サービス種別	加算項目、施設等の区分	旧加算	新加算	届出の必要性
73 75	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント体制強化加算	なし	なし	不要
			あり	加算Ⅰ	要
		高齢者虐待防止措置未実施減算	-	減算型	要
			-	基準型	要
		業務継続計画未実施減算	-	減算型	要
			-	基準型	要
		認知症加算 ※予防は無し	-	なし	要
			-	加算Ⅰ	要
		生産性向上推進体制加算	-	加算Ⅱ	要
			-	なし	要
-	加算Ⅰ		要		
68 69	(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ／短期利用型	高齢者虐待防止措置未実施減算	-	減算型	要
			-	基準型	要
		業務継続計画未実施減算	-	減算型	要
			-	基準型	要
		生産性向上推進体制加算	-	なし	要
			-	加算Ⅰ	要
-	加算Ⅱ	要			